

○名古屋学院大学学則 (昭和 39 年 4 月 1 日 制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本大学は、学校教育法、および教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

2 前条の目的を達成するための点検の項目・実施体制は別に定める。

3 自己点検・評価の結果については、本大学の教職員以外の者による検証を行うように務める。

(情報の提供)

第 2 条の 2 本大学は、その教育研究活動の状況について、広く周知を図ることができ
る方法によって、積極的に情報を提供する。

(学部等)

第 3 条 本大学に次の学部ならびに留学生別科(以下「別科」という)を置く。

経済学部 経済学科 総合政策学科

商学部 商学科 経営情報学科

法学部 法学科

外国語学部 英米語学科 中国コミュニケーション学科 国際文化協力学科

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科

リハビリテーション学部 理学療法学科

2 別科については、別にこれを定める。

(学科の目的)

第 3 条の 2 学科の教育研究上の目的は次のとおりである。

(1)経済学科は、経済の理論と実際を学び、社会で起きている様々な現象を読み解く力を涵養し、地域社会やビジネスに貢献できる国際感覚豊かな経済人の育成を教育

目標とする。

- (2) 総合政策学科は、経済学を基盤に法律・行政・社会など現代の様々な政策課題にかかわる分野を総合的に学び、それらの課題を主体的かつ実践的に解決して地域社会やビジネスに貢献できる人材の育成を教育目標とする。
- (3) 商学科は、幅広い教養と商学、経営、情報、会計に関する基礎ならびに専門知識を身につけ、変動やまない国際社会、情報社会のなかで、理論的背景をもち、多様な社会的ニーズに応えうる人材の育成を教育目標とする。
- (4) 経営情報学科は、商学、経営学を基礎に、高度情報化及び本格的な国際化の進展に的確に対応できる専門知識を修得し、社会の多様なニーズに応えられる実践的、実務的「実力」を見につけ、「実力派ビジネスパーソン」として活躍する人材の育成を教育目標とする。
- (5) 法学科は、法的思考力・法的判断力（リーガル・マインド）、豊かな教養と人間性、コミュニケーション能力を兼ね備え、中部圏をはじめとする社会・経済・文化の持続的発展に貢献できる視野の広い人材を育成する。
- (6) 英米語学科は、英米語の実践的なコミュニケーション能力を習得し、その言語が使用されている地域の文化、社会や世界情勢などを学ぶことにより、広い教養を身につけた国際化に対応できる人材の育成を教育目標とする。
- (7) 中国コミュニケーション学科は、中国語の運用能力を習得し、歴史、文化、経済、ビジネス、国際関係などの多面的な領域から「現在の中国」を学ぶことによって、中国、アジアを視野に入れ、国際社会で活躍できる人材の育成を教育目標とする。
- (8) 国際文化協力量科は、外国語の習得を基盤とし、異文化・多文化社会の現状ならびに国際協力の重要性、文化の相違が引き起こす諸問題などの「学び」を通して、それぞれの地域と社会の発展に貢献できる国際人の育成を教育目標とする。
- (9) スポーツ健康学科は、幼児期から高齢者までを対象とした、生涯スポーツを通しての健康づくりと維持・増進について学び、実践できる人材の養成を教育目標とする。
- (10) 理学療法学科は、高い倫理観を根底に持ち、人の尊厳を考えて、医療・保健・福祉の分野で活躍できる専門的職業人として理学療法士の養成を目標とする。

(附属施設)

第 4 条 本大学に学術情報センター、総合研究所、その他附属施設を置く。

(収容定員)

第 5 条 本大学の収容定員は次のとおりとする。

2 商学部商学科にマネジメント、アカウンティング、スポーツマネジメントのコースを置く。

3 上記コースについて必要な事項は、別に定める。

学部及び学科名		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	300名	10名	1,220名
	総合政策学科	150名		600名
商学部	商学科	200名	5名	810名
	経営情報学科	100名		400名
法学部	法学科	150名		600名
外国語学部	英米語学科	140名		560名
	中国コミュニケーション学	50名		200名
	国際文化協力学科	50名		200名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	120名		480名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名		320名
合計		1,340名	15名	5,390名

(学年)

第 6 条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 春学期(または前期) 4月1日から9月20日まで

(2) 秋学期(または後期) 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 8 条 定期の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められた日

(3) キリスト降誕祭(12月25日)

- (4) 夏季休業 7月中旬から9月中旬まで
- (5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- (6) 春季休業 3月上旬から3月下旬まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 修業年限

(修業年限)

第9条 修業年限は4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることができない。

第3章 教育課程

(授業科目)

第10条 本大学の授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを4年間に配当履修させる。

(教職課程)

第11条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする学生および科目等履修生のために教職課程を置く。

2 前項に定める教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行細則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 本大学の学部・学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

経済学部	経済学科	中学校教諭1種免許状	社 会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭1種免許状	公 民
	総合政策学科	中学校教諭1種免許状	社 会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭1種免許状	公 民
商学部	商学科	高等学校教諭1種免許状	商 業
		高等学校教諭1種免許状	情 報
		中学校教諭1種免許状	保健体育
	経営情報学科	高等学校教諭1種免許状	保健体育
		高等学校教諭1種免許状	商 業
		高等学校教諭1種免許状	情 報

外国語学部 英米語学科	中学校教諭 1 種免許状	英 語
	高等学校教諭 1 種免許状	英 語
中国コミュニケーション学科	中学校教諭 1 種免許状	中 国 語
	高等学校教諭 1 種免許状	中 国 語
国際文化協力学科	中学校教諭 1 種免許状	英 語
	高等学校教諭 1 種免許状	英 語
スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	中学校教諭 1 種免許状	保健体育
	高等学校教諭 1 種免許状	保健体育

(単位)

第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 13 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(FD・SD活動等)

第 13 条の 2 本大学は、授業の内容および方法の改善を図るために、組織的な研修および研究を実施する全学 FD 委員会、学部 FD 委員会を置き、管理運営や教育・研究支援の資質向上のために、職員の能力開発をする SD 委員会を置く。

2 FD 委員会、SD 委員会を実施するために必要な事項は、別に定める。

第 4 章 履修方法

(履修)

第 14 条 学生は別に定める履修規程によって授業科目を履修しなければならない。

(履修登録)

第 15 条 学生は履修しようとする授業科目を記載した履修届を指定の期日までに提出しなければならない。

(授業科目の履修)

第 16 条 学生は別表 1 に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第 17 条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 18 条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 19 条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 19 条の 2 第 17 条、第 18 条および第 19 条の単位の認定は R とする。

第 5 章 試験

(試験)

第 20 条 試験は科目試験とする。

(受験資格)

第 21 条 学生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

(試験方法等)

第 22 条 試験はその学期または学年において開講した授業科目について、その学期末または学年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは臨時試験を行なうことがある。

- 2 試験の方法は筆記・口述・論文・実技等による。
- 3 試験の成績はS・A・B・C・Dとし、C以上を合格とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目においては試験の成績をP・Dとすることができ、Pを合格とする。
- 5 試験に合格した科目に対して所定の単位を与える。
- 6 試験に関する規則は別に定める履修規程による。

第 6 章 卒業および学位

(卒業)

第 23 条 学部にて 4 年以上在学し、本学則第 16 条に規定する単位数を修得した者を卒業とする。

- 2 卒業の時期は春学期末ならびに秋学期末とする。
- 3 卒業者には学位記を授与する。

(学位)

第 24 条 本大学卒業者に学士の学位を授与する。

第 7 章 入学、休学、復学、退学、転学部、転学科、転学、除籍、留学、 編入学および再入学

(入学)

第 25 条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第 26 条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外

教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (選抜試験)

第 27 条 入学志願者に対して選抜試験を行う。

(入学志願書等)

第 28 条 入学志願者は入学志願書、出身学校長から提出する調査書等に入学検定料をそえて所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 入学検定料(編入学および再入学を含む)は、別表 2 のとおりとする。

(入学許可および保証人)

第 29 条 選抜試験に合格し、指定の期日までに所定の納入金を納め、保証人連署の保証書およびその他指定する必要書類を提出した者に対して学長が入学を許可する。

- 2 保証人は父母またはこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
- 3 本大学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。
- 4 学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人が連署して、直ちに届け出、または保証人が住所氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第 30 条 学生が病気その他やむを得ない理由によって 3 か月以上修学することができないときは、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。病気により休学しようとする者は、願書に医師の診断書を添えることを必要とする。

- 2 病気のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長が休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は 4 年を超えることができない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第 31 条 休学者が復学しようとするときは保証人連署の上、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 32 条 学生が病気その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 退学をしようとする者は、退学年月日に該当する期の学費を完納しなければ退学を許可されない。

(転学部・転学科)

第 33 条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転学部または転学科を願い出る者がいるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 転学部・転学科に関する規程は別に定める。

(転学)

第 34 条 本大学から他の大学に転学を希望する者は、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第 35 条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長がその者を除籍する。

- (1) 8年の在学期間を経過した者
- (2) 4年の休学期間を経過した者
- (3) 授業料その他の学費を納入しない者
- (4) 休学期間満了後、復学・退学・休学のいずれの手続きもとらなかった者
- (5) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

(留学)

第 36 条 学生が外国の大学または短期大学に留学を希望する場合は、当該教授会の議を経て認めることができる。

2 留学期間のうち2年は本学則第9条に定める在学期間に算入する。

3 留学に関し前項による他は別に定める規程による。

(編入学)

第 37 条 次の各号の一に該当する者が本大学に編入学を願い出たときは、別に定める規程により学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学・短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学において2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 文部科学大臣の定める基準を満たした専修学校専門課程を修了した者
- (4) その他本大学において、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると

認めたる者

(再入学)

第 38 条 退学をした者または除籍された者で再入学を願い出たときは、別に定める規程により願い出の理由によって選考の上、学年の初めに限って学長が入学を許可することができる。

(学長の許可)

第 39 条 本章に定める学長の許可は、当該教授会の議を経なければならない。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学業成績がとくに優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、別に定める規程によってこれを表彰することがある。

(懲戒)

第 41 条 本大学教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、当該教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒はけん責、停学および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 教職員組織

(学長)

第 42 条 本大学に学長を置く。

2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(学部長)

第 43 条 本大学各学部に学部長を置く。

2 学部長は学部に関する校務をつかさどる。

(教職員)

第 44 条 本大学に教授、准教授、講師、助教、助手を置く。

2 本大学事務局に事務局長ほか専任の事務職員、その他必要な職員を置く。

(大学協議会)

第 45 条 本大学に大学全般にわたる学事を審議するため大学協議会(以下「協議会」という)を置く。

2 協議会は次の協議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 各学部教授会より選出されたそれぞれ 3 名の教員

3 協議会は次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (3) 大学院、学部その他諸機関の連絡調整に関する事項
- (4) 教学予算に関する事項
- (5) 名誉教授に関する事項
- (6) その他大学の運営に関する重要事項

4 その他協議会に関する規程は別にこれを定める。

(教授会)

第 46 条 本大学各学部に教授会を置く。

2 教授会は教授、准教授、専任講師および助教をもって構成する。

3 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学部に関わる規程の制定改廃に関する事項
- (3) 学部、学科、その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 学部の教育および研究に関する事項
- (5) 学生の入学・退学・転学部・転学科・休学・復学・再入学・編入学・除籍・卒業および賞罰に関する事項
- (6) その他学部に関する事項

4 その他教授会に関する規程は別にこれを定める。

(教員会議)

第 47 条 学長は必要に応じて全学部合同の教員会議を招集することができる。

2 教員会議は、全学部の教授・准教授・専任講師および助教をもって構成する。

3 教員会議は次の事項を審議する。

- (1) 学長が特に重要と判断した事項
- (2) 学長選任規程の改正
- 4 その他教員会議に関する規程は別にこれを定める。

第10章 学 費

(入学金)

第48条 入学を許可された者は、別表3に定める入学金を納入しなければならない。

- 2 本学則第37条に定める編入学および同第38条に定める再入学の場合も同様とする。
(学費)

第49条 学生は、別表4に定める授業料、施設設備費およびその他の学費を毎学年度、または毎学期の初めに納入しなければならない。

- 2 実験、実習およびその他必要な費用は、別に徴収することがある。
- 3 前1項に定める授業料、施設設備費およびその他の学費の納付に関する規程は別に定める。

(休学期間の授業料)

第50条 休学期間の学費は、別表5のとおりとし、その他は免除する。

(科目等履修料等)

第51条 科目等履修生・委託生・研究生は、別に定める登録料・科目等履修料もしくは研修費およびその他の費用を納入しなければならない。

(学費の返付)

第52条 既に納入した学費およびその他の納入金は返付しない。

第11章 学術情報センターおよび総合研究所

(学術情報センター)

第53条 学術情報センターは、本大学の目的を達成するため必要な図書記録その他を収集保存し、これを本大学教職員および学生の研究および教育の用に供する。

- 2 学術情報センターに関する規則は別に定める。

(総合研究所)

第54条 総合研究所は、本大学の学術研究活動の円滑化と推進を主要な目的とする。

- 2 総合研究所に関する規程は別に定める。

第12章 厚生および保健

(厚生および保健施設)

第55条 本大学に厚生および保健に関する諸施設を設ける。

(学生寮)

第 55 条の 2 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める

(健康診断)

第 56 条 本大学に学医および保健婦を置き、教職員および学生のため、健康診断と保健衛生に関する相談および治療を行う。

第 13 章 科目等履修生・委託生・研究生

(科目等履修生)

第 57 条 本学則第 26 条の各号の一に該当する者で本大学の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

(科目等履修生の試験等)

第 58 条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目について、単位修得証明書の交付を受けることができる。

(委託生)

第 59 条 本大学の特定の授業科目を学修するため他の大学または公共機関から学生を委託されたときはこれを許可することができる。

2 委託生の試験および証明書の交付については本学則第 58 条を準用する。

(研究生)

第 60 条 本大学において特殊な専門事項の研究を希望する者があるときは、本大学の授業・研究に妨げのない限り選考の上、研究生として研修を許可することができる。

2 研究生に関する規程は別にこれを定める。

(科目等履修生等の準用規程)

第 61 条 科目等履修生・委託生・研究生については、別段の定めあるものを除くほか正規の学生に関する規程を準用する。

第 14 章 奨学制度

(奨学金)

第 62 条 本学学生で学業成績・人物ともに良好な者または経済的理由により修学困難な者に対して別に定める規程によって学資を給費する。

- 附則 1 この学則は昭和 41 年 4 月 1 日改正
- 附則 2 この学則は昭和 42 年 4 月 1 日改正
- 附則 3 この学則は昭和 43 年 4 月 1 日改正
- 附則 4 この学則は昭和 45 年 4 月 1 日改正
- 附則 5 この学則は昭和 47 年 4 月 1 日改正
- 附則 6 この学則は昭和 48 年 4 月 1 日改正
- 附則 7 この学則は昭和 49 年 4 月 1 日改正
- 附則 8 この学則は昭和 50 年 4 月 1 日改正
- 附則 9 この学則は昭和 51 年 4 月 1 日改正
- 附則 10 この学則は昭和 56 年 4 月 1 日改正
- 附則 11 この学則は昭和 59 年 4 月 1 日改正
- 附則 12 この学則は昭和 61 年 4 月 1 日改正
- 附則 13 この学則は昭和 62 年 4 月 1 日改正
- 附則 14 この学則は 1989 年 4 月 1 日改正
- 附則 15 この学則は 1990 年 4 月 1 日改正
- 附則 16 この学則は 1992 年 4 月 1 日改正
- 附則 17 この学則は 1993 年 4 月 1 日改正
- 附則 18 この学則は 1994 年 3 月 17 日改正
- 附則 19 この学則は 1995 年 1 月 10 日改正
- 附則 20 この学則は 1996 年 1 月 9 日改正
- 附則 21 この学則は 1997 年 2 月 18 日改正、1997 年 4 月 1 日施行
- 附則 22 この学則は 1998 年 3 月 17 日改正、1998 年 4 月 1 日施行
- 附則 23 この学則は 1998 年 12 月 22 日改正、1999 年 4 月 1 日施行
- 附則 24 この学則は 1999 年 3 月 16 日改正、1999 年 4 月 1 日施行
- 附則 25 この学則は 1999 年 7 月 28 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 26 この学則は 2000 年 1 月 19 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 27 この学則は 2000 年 3 月 8 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 28 この学則は 2000 年 3 月 21 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 29 この学則は 2000 年 10 月 30 日改正、2000 年 10 月 30 日施行
- 附則 30 この学則は 2001 年 3 月 12 日改正、2001 年 4 月 1 日施行
- 附則 31 この学則は 2002 年 3 月 20 日改正、2002 年 4 月 1 日施行

- 附則 32 この学則は 2002 年 7 月 30 日改正、2003 年 4 月 1 日施行
- 附則 33 この学則は 2003 年 3 月 19 日改正、2003 年 4 月 1 日施行
- 附則 34 この学則は 2003 年 12 月 2 日改正、2004 年 4 月 1 日施行
- 附則 35 この学則は 2004 年 3 月 23 日改正、2004 年 4 月 1 日施行
- 附則 36 この学則は 2004 年 10 月 5 日改正、2005 年 4 月 1 日施行
- 附則 37 この学則は 2005 年 3 月 23 日改正、2005 年 4 月 1 日施行
- 附則 38 この学則は 2005 年 12 月 5 日改正、2006 年 4 月 1 日施行
- 附則 39 この学則は 2006 年 3 月 22 日改正、2006 年 4 月 1 日施行
- 附則 40 この学則は 2006 年 3 月 22 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
- 附則 41 この学則は 2006 年 11 月 7 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
- 附則 42 (1) この学則は 2007 年 2 月 20 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
(2) 2007 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 43 (1) この学則は 2007 年 5 月 25 日改正、2008 年 4 月 1 日施行
(2) 2008 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 44 この学則は 2007 年 7 月 25 日改正、2007 年 9 月 21 日施行
- 附則 45 この学則は 2008 年 3 月 19 日改正、2008 年 4 月 1 日施行
- 附則 46 (1) この学則は 2008 年 10 月 2 日改正、2009 年 4 月 1 日施行
(2) 2009 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 47 (1) この学則は 2009 年 3 月 18 日改正、2009 年 4 月 1 日施行
(2) 2009 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
(3) ただし、学則別表 1-3（商学部商学科）は 2006 年 4 月 1 日に遡及し、
施行
- 附則 48 (1) この学則は 2009 年 6 月 30 日改正、2010 年 4 月 1 日施行
(2) 2010 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 49 (1) この学則は 2010 年 3 月 17 日改正、2010 年 4 月 1 日施行
(2) 2010 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 50 (1) この学則は 2011 年 2 月 15 日改正、2011 年 4 月 1 日施行
(2) 2011 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 51 (1) この学則は 2011 年 6 月 24 日改正、2012 年 4 月 1 日施行
- 附則 52 (1) この学則は 2011 年 4 月 1 日改正、2012 年 4 月 1 日施行
(2) 2012 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。

附則 53 (1) この学則は 2012 年 2 月 14 日改正、2012 年 4 月 1 日施行
(2) 2012 年 3 月 31 日に在籍する者は第 8 条および別表 1-9 を除き従前の
規程を適用する。

附則 54 (1) この学則は 2012 年 11 月 8 日改正、2013 年 4 月 1 日施行
(2) 2013 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。

別表 1-1～別表 1-9 (略)

別表 1-10 法学部法学科 授業科目表

科目区分	授業科目名	単位数			
		必修	選択		
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	キリスト教	キリスト教概説	2		
		キリスト教	2		
		キリスト教と文学		2	
		キリスト教と文化		2	
		キリスト教倫理		2	
		キリスト教史		2	
	自己理解と自己開発	基礎セミナー	2		
		発展セミナー		2	
		キャリアデザイン 1a		2	
		キャリアデザイン 1b		2	
		キャリアデザイン 2a		2	
		キャリアデザイン 2b		2	
		キャリアデザイン 3a		2	
		キャリアデザイン 3b		2	
		能力開発 1		2	
		能力開発 2		2	
		能力開発 3		2	
	社会的	人間理解	哲学		2
			哲学史		2
			日本文学		2
			日本文学史		2
		社会的	心理学概論		2
			現代日本文化論		2
			比較文化入門		2
			多文化共生論		2
			文明論		2
			宗教と人間		2
教養	聖書と人間		2		
	キリスト教人間学		2		
	死生学		2		
	社会学入門		2		
	宗教社会学		2		
	比較宗教学		2		
社会理解	日本国憲法		2		
	現代社会と法律		2		
	暮らしと法律		2		
	現代社会と経済		2		
	経済の仕組		2		
	企業と社会		2		
	国際関係論入門		2		
	国際政治学		2		
	国際社会入門		2		
	国際社会問題		2		

科目区分	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	社会理解	現代社会と教育		2
		平和学入門		2
		人権と社会		2
	自然理解	数学		2
		数理科学		2
		基礎統計学		2
		実用統計学		2
		化学		2
		化学と社会		2
		生物学		2
		地球科学概論		2
		地球物理学概論		2
		人類学		2
		物理学		2
	科学史		2	
	生命倫理		2	
	歴史文化理解	日本史		2
		日本思想史		2
		日本文化史		2
		中国文化入門		2
		英米文化入門		2
		文化人類学		2
		世界の近現代史		2
		世界史		2
		考古学入門		2
		陶芸論		2
	陶芸演習		2	
	環境理解	環境科学		2
		生態学		2
		地域生態論		2
地球環境学			2	
身体理解	健康の科学		2	
	スポーツの科学		2	
	スポーツ初級A		1	
	スポーツ初級B		1	
	スポーツ中級A		1	
	スポーツ中級B		1	
スポーツ上級A		1		
スポーツ上級B		1		
言語とコミュニケーション	日本語表現	2		
	日本語表現上級		2	
	基礎英語 1	1		
	基礎英語 2	1		
	英会話 1	1		
	英会話 2	1		
	実用英語演習 1		1	
	実用英語演習 2		1	

科目 区分	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	社 会 的 教 養 言 語 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	情報英語演習 1		1
		情報英語演習 2		1
		TOEIC 英語演習 1		1
		TOEIC 英語演習 2		1
		ドイツ語 1		1
		ドイツ語 2		1
		フランス語 1		1
		フランス語 2		1
		スペイン語 1		1
		スペイン語 2		1
		中国語 1		1
		中国語 2		1
		韓国語 1		1
	韓国語 2		1	
	手話入門		1	
	手話基礎		1	
	情 報 理 解	情報処理基礎	2	
		情報概論		2
	教 職	教職論		2
教育原理			2	
教育心理学概論 1			2	
教育心理学概論 2			2	
教育制度論			2	
特別活動論			2	
教育の方法と技術			2	
道德教育論			2	
生徒・進路指導論			2	
教育相談			2	
導 入 科 目	法学入門	2		
	市民生活と法	2		
	導入公法	2		
	導入民事法	2		
	導入刑事法	2		
	公 法 科 目	憲法 1a (人権)	2	
		憲法 1b (人権)	2	
		憲法 2a(総論・統治機構)		2
		憲法 2b(総論・統治機構)		2
		行政法総論 1		2
		行政法総論 2		2
行政救済法 1			2	
行政救済法 2			2	
租税法			2	
地方自治法		2		
民 事 法 科 目	民法総則	4		
	物権法		2	
	債権法総論		4	
	債権法各論 1		2	
	債権法各論 2		2	
	担保法		2	
	不動産登記法		2	

科目 区分	授業科目名	単位	
		必修	選択
民 事 法 科 目	親族法		2
	相続法		2
民 事 法 科 目	民事訴訟法 1	2	
	民事訴訟法 2		2
	民事執行・保全法		2
	倒産法		2
	商法総論 (商法総則・商行為総則)		2
商 事 法 科 目	商取引法 (商行為各論)		2
	会社法 1	2	
	会社法 2		2
	会社法 3		2
	手形法・小切手法		2
	保険法		2
刑 事 法 科 目	刑法総論	4	
	刑法各論 1		2
	刑法各論 2		2
	刑事訴訟法 1		2
	刑事訴訟法 2		2
現 代 ・ 社 会 法 科 目	刑事政策		2
	労働法		2
	経済法		2
	知的財産法		2
	国際知的財産法		2
	生命倫理法		2
	情報法		2
	環境法		2
	消費者法		2
	国 際 関 係 法 科 目	国際法 1	
国際法 2			2
国際機構法			2
国際私法 1			2
国際私法 2			2
国際取引法			2
国際企業法務			2
基 礎 法 科 目	法史学		2
	法社会学		2
	法哲学		2
	外国法		2
政 治 学 科 目	政治学		2
	比較政治学		2
	国際政治		2
	行政学		2
	現代政治外交論		2
関 連 科 目	経済学		2
	経営学		2
	金融論		2
	財政学		2
	会計学		2
	社会保障論		2
	国際理解 1		2

科目区分		授業科目名	単位数	
			必修	選択
専門科目	科目関連	国際理解 2		2
		国際理解 3		2
		国際理解 4		2
	演習・実習科目	導入演習	2	
		専門基礎演習	2	
		専門演習	2	
		専門発展演習 1	4	
		専門発展演習 2	4	
		リーガル・フィールドワーク		1

法学部法学科卒業要件

NGU 教養スタンダード科目	キリスト教		4 単位以上	38 単位
	自己理解と自己開発		6 単位以上	
	社会的教養	人間理解、社会理解、自然理解、歴史文化理解、環境理解、身体理解	18 単位以上	
		言語とコミュニケーション	8 単位以上	
		情報理解	2 単位以上	
専門科目	導入科目		10 単位	76 単位
	公法科目、民事法科目、商事法科目、刑事法科目、現代・社会法科目、国際関係法科目、基礎法科目、政治学科目		52 単位以上	
	演習・実習科目		14 単位以上	
自由選択（フリーゾーン）※			10 単位以上	
合 計			124 単位以上	

〔注記〕 ※NGU 教養スタンダード科目・学科基幹科目・学科展開科目を問わない自由な選択

別表2 入学検定料(全学部)

入学検定料	35,000
-------	--------

別表3 入学金(全学部)

入学金	280,000
-----	---------

別表4 学費(年額) (単位:円)

学部	学科	区分	金額
経済	経済 総合政策	授業料	660,000
		施設設備費	300,000
商	商 経営情報	授業料	660,000
		施設設備費	300,000
法	法	授業料	660,000
		施設設備費	300,000
外国語	英米語 中国コミュニケーション 国際文化協力	授業料	790,000
		施設設備費	300,000
スポーツ健康	スポーツ健康	授業料	790,000
		施設設備費	300,000
リハビリテーション	理学療法	授業料	850,000
		施設設備費	350,000
		実験実習料	300,000

別表5 休学期間の学費(年額) (単位:円)

学部	区分	金額
経済	授業料	150,000
	施設設備費	—
商	授業料	150,000
	施設設備費	—
法	授業料	150,000
	施設設備費	—
外国語	授業料	150,000
	施設設備費	—
スポーツ健康	授業料	150,000
	施設設備費	—
リハビリテーション	授業料	150,000
	施設設備費	—

○法学部教授会規程（案）（ 年 月 日 制定）

第 1 条 学則第 46 条による学部教授会(以下「教授会」という)は、この規程による。

第 2 条 教授会は教授、准教授、専任講師および助教をもって構成する。

第 3 条 教授会は学部長が招集し、議長となる。

第 4 条 学部長は、構成員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、教授会を招集しなければならない。

第 5 条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学部に関わる規程の制定改廃に関する事項
- (3) 学部、学科、その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 学部の教育および研究に関する事項
- (5) 学生の入学・退学・転学部・転学科・休学・復学・再入学・編入学・除籍・卒業および賞罰に関する事項
- (6) その他学部に関する事項

第 6 条 教授会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 条 第 5 条(1)教員の人事に関する事項は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

第 8 条 教授会の運営については、内規を定めることができる。

第 9 条 教授会に関する事務は総務課で取扱い、議事録は学部長が保管する。

第 10 条 この規程の改正には、構成員の 3 分の 2 以上の出席と、出席者の 3 分の 2 以上の同意とを要する。

附則 1 この規程は 2013 年 4 月 1 日から施行する。